これまでの事業運営審議委員会の記録 ~提言等による機構の進化~



令和6年2月7日 経営企画部 経営企画グループ I 気候変動への対応

## I 気候変動への対応

### 【委員の皆さまからいただいたご意見等】

- 「SDGs」は、発展途上国のみではなく先進国でも弱者の救済を目指すもの。機構でも住宅政策の面等からできることがないか検討してもいいのではないか。(第12回:若杉委員長)
- ・新たな視点として気候変動の課題やデジタル化への対応が重要となってくると思う。

(第15回:河村委員長代理)

### 【取組】

- ・世界的に気候変動への取組が加速していることを踏まえ、**政策実施機関として気候変動対策に積極的に取り 組む**姿勢を示すため、**令和4年6月にTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)の提言に対し賛同** を表明した。今後もTCFDの提言を踏まえた情報開示を適切に行う。
- ・政策実施機関として次のような多様な金融サービスの提供等を通じて脱炭素社会の実現に向けて取り組む。
  - 【フラット35】の省エネ基準要件化
  - 【フラット35】S
  - 【グリーンリフォームローン】
  - 子育て世帯向け省エネ賃貸住宅融資

- グリーンボンドの発行
- グリーン住宅金融に関する国際的な普及
- 資金運用におけるESG投資

等

Ⅱ 機構職員のエンゲージメント向上の取組

# Ⅱ 機構職員のエンゲージメント向上の取組

## 【委員の皆さまからいただいたご意見等】

- ・サスティナビリティの観点で統合報告書を読むと、とても多くのことを機構が行っていると分かる。 (第18回:水鳥委員)
- ・職員のエンゲージメント向上に向けて、機構の存在価値や人材戦略への職員の共感度を高める取組みはどのように行われているか。(第19回:水島委員)

- ・<u>職員一人ひとりがやりがいを持ち、能力を最大限に発揮できる職場作り</u>を目指し、育児・介護等との両立支援や健康に働くことのできる職場の実現に向けて取り組んでいる。
- ・令和3年9月に定めた「人材確保・育成方針」に基づき、社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、住宅金融市場における先進的・模範的な取組の担い手としての役割を果たし、住宅金融のプロフェッショナルとなる人材の確保・育成を実施している。
- ・**女性活躍推進の取組の一環**として多様な人材が活躍し、職員一人ひとりが仕事と生活を両立することができる働きやすい組織を目指すため、女性活躍推進法に基づく行動計画(令和3年4月2日~令和6年4月1日)において、管理職及びリーダー層の女性比率、育児休業及び男性の育児参加のための休暇等の取得目標を設定し取り組んでいる。
- ・組織余力を創出することを目的とし、職員による業務の効率化・事務ミス防止・職場環境改善等のため、<u>力</u> **イゼン活動を継続して実施**しており、令和4年度には、デジタル化に関するカイゼン事例に対する表彰枠を 設けることにより、デジタル化に関する職員の意識向上を図った。
- ・また、これらの取組について**統合報告書等を活用した積極的な情報開示**を行っている。

Ⅲ パーパスによる経営の取組

# Ⅲ パーパスによる経営の取組

#### 【委員の皆さまからいただいたご意見等】

・目指すべきコーポレートカルチャーをステイトメント化することを目指していけるといい。

(第3回:(前)池尾委員長代理)

- ・当初は「組織の存在意義」の表現、経営理念体系※を端的に表現することで職員の拠り所となる言葉を表現 するものとして**令和3年度にタグラインを制定**した。
  - ※JHFが追求し続ける「経営理念」、JHFがありたいと考える「目指す姿」、JHFが共有する「価値観」で構成
- ・タグラインを全職員により深く浸透させるために、全職員対象のアンケート方式やチームリーダーを設定しグループ議論をしてもらうことで全職員参加型となり自分事として捉えやすくした。
- ・**制定したタグラインを「パーパス」存在価値として掲げること**とし、職員に対してパーパスをさらに浸透させるため階層別に研修等も実施。

IV 内部統制への取組

# IV 内部統制への取組

### 【委員の皆さまからいただいたご意見等】

・業務分けがきちんと行われていることが大切。そのために業務がどのような内容なのか、やり方はどのよう な方法なのか、最後には仕事が正しくルールとおりで行えているかの確認が必要。(第3回:若杉委員長)

- ・平成18年の会社法制定、独法整理合理化計画策定を踏まえ、機構は平成20年に内部統制基本方針を制定し、 平成27年に独立行政法人通則法改正等を踏まえ業務方法書及び内部統制基本方針を改正した。
- ・令和5年には改めて内部統制機能を機構組織の企業価値を高める取組に繋げるべく内部統制推進規程を策定し、 企業価値向上員会を設置した。
- ・具体的な業務執行に係る統制方法としては、仕事が正しくルールどおりで行えているかの管理体制強化も含め、「3線型リスク管理態勢」として現業部門(1線)、業務所管部門(2線)、監査部(3線)の各ラインが リスク管理における3つの役割(ディフェンス)を担うこととしている。

V 事業継続計画の進化に向けた取組

## V 事業継続計画の進化に向けた取組

#### 【委員の皆さまからいただいたご意見等】

・足下でも取り組んでいる新型コロナウイルス感染症に係る対応、頻発している災害への対応等の課題に継続 して対応していくことが重要である。(第15回:河村委員長代理)

- ・機構では、大規模な災害が発生した場合や感染症が流行した場合にあっても、お客さまをはじめとする ステークホルダーの皆さまへの影響を最小化し、機構の基本的使命と社会的責任を果たすために、 「住宅金融支援機構事業継続計画」を策定している。
- ・同計画では、災害発生時や感染症流行時に役職員がとるべき行動手順や対応本部・対策本部の役割・設置等について定めている。また、**毎年の訓練や被災・感染症流行の想定の見直し等**を通じて同計画の更なる充実に取り組んでいる。
- ・新型コロナウイルス感染症を契機として、テレワーク用端末や業務用携帯電話等を役職員全員に配布するとともに、Web会議システムの導入等により業務のデジタル化を加速させ、テレワーク環境を整備し、大規模 災害発生時でもテレワークで事業継続が可能となる体制を整えている。

VI 高経年マンション等への取組

## VI 高経年マンション等への取組

### 【委員の皆さまからいただいたご意見等】

・修繕計画が適切で優良なマンションについてはフラット35の金利引下げ等の優遇を検討してはどうか。

(第14回:河村委員長代理)

・マンション管理を頑張れば市場でも評価されるというモチベーション向上に資する取組を検討いただきたい。

(第15回:齊藤委員)

- ・令和4年4月には、維持保全・維持管理へ配慮した住宅等を取得する場合に【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる【フラット35】維持保全型を創設し、「管理計画認定マンション」及び「予備認定マンション」に該当する場合には、当初5年間▲0.25%の金利引下げを実施した。
- ・事業系融資等においては、令和4年10月から**マンション共用部分リフォーム融資の金利引下げ**を行い、 令和5年度の募集分から**マンションすまい・る債における利率上乗せ制度**を創設することで、適切な管理計画を有するマンションの普及を促進した。
- ・「マンションライフサイクルシミュレーション 〜長期修繕ナビ〜」や「大規模修繕の手引き」を公開する等、マンション管理組合の大規模修繕に向けた準備をサポートすることにより、マンションストックの維持管理を支援している。

VII デジタル化推進の取組

# VII デジタル化推進の取組

#### 【委員の皆さまからいただいたご意見等】

・新たな視点として気候変動の課題やデジタル化への対応が重要となってくると思う。

(第15回:河村委員長代理)

### 【取組】

- ・令和3年に国のIT施策や新たに策定される「住生活基本計画」を踏まえ、機構の第四期中期目標において、「機構、委託機関等の業務運営の合理化及び効率化に資するIT基盤の整備を引き続き図るとともに、国民・事業者の負担の軽減・利便性の向上等を目指した取組として、デジタル化を計画的に推進すること。 (以下略)」と明記されたことも受け、検討を加速させた。
- ・様々なニーズに対応し顧客の利便性向上を図るため各種手続のデジタル化を促進することを決定。
- ・さらに受託金融機関等の各ステークホルダー及び機構の事務負担軽減を図るための相互間の文書事務の電子 化を促進。

「情報体系整備計画」や「事務のIT化計画」で示されるインフラ基盤、新たなIT機能を前提に各種手続き及び事務について機構全体で統一的にデジタル化の推進を図るため、各部横断の「デジタル化推進本部」のもと、全体会・分科会を設置し、取組状況の進捗管理を継続的に行うことにより、各種案件に関する検討・開発を着実に進めている。

WII 機構からの情報発信強化への取組

## WII 機構からの情報発信強化への取組

### 【委員の皆さまからいただいたご意見等】

・YouTubeに機構がチャンネルを作り、融資制度等、住宅に関する知識を配信してはどうか。

(第17回: 倉橋委員)

- ・ネットで検索するとYouTubeの記事がヒットするため有効であり、活用すべき。(第17回:若杉委員長)
- ・機構HPだけでなくテレビCMにテロップ挿入等により周知すると再生回数が増加するのでは。

(第19回: 倉橋委員)

- ・若年世代はテレビよりスマートフォン等に接触している時間が増加しており、Webによる情報発信の重要性が増していることを確認。
- ・YouTubeは国内でも多数のユーザーを有するメディアであり、他の政府系機関や民間金融機関においても有用な情報発信手段として活用されており機構もYouTubeチャンネルを開設した。
- ・また、多くの方に動画を認知いただき、再生回数を増加させるための施策として、公開する動画のサムネイル やタイトルを工夫し、LINE公式アカウントによる周知を行った。

